

2024 年度

労働者派遣契約書

契約件名 労働者の派遣（被扶養者担当業務_6~3 月期）

契約金額

予	定	金	※	※	※	※	※	※	※	※	円也
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

（うち消費税及び地方消費税額 予定金※※※※※※円含む。）

内 訳 別紙「内訳書」のとおり

上記契約を履行するにつき、日本郵政共済組合共済センター長 高山 浩之を甲とし、
〇〇〇〇株式会社 〇〇 〇〇を乙とし、労働者派遣契約を締結する。

第 1 章 総則

（契約の目的）

第 1 条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書及び仕様書に添付された文書等（以下、総称して「仕様書等」という。）に定める内容並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。その後の改正を含む。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、乙の雇用する派遣労働者を甲に派遣し、甲の指揮命令に従って、甲のために業務に従事させることを目的とする。

（契約期間及び履行場所等）

第 2 条 この契約の契約期間及び履行場所等は次のとおりとする。

- （1）契約期間 契約締結日から仕様書に定める派遣期間終了まで。
- （2）履行場所 仕様書に定める派遣先及び就業場所に同じ。
- （3）就業日 仕様書のとおり。
- （4）就業時間 仕様書のとおり。
- （5）休憩時間 仕様書のとおり。
- （6）時間外 仕様書のとおり。
- （7）業務内容 仕様書のとおり。
- （8）責任の程度 仕様書のとおり。

(9) 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別仕様書のとおり。

2 前項のほか、この契約に係る内容については、本契約書及び仕様書等の内容のとおりとする。

3 甲は、就業時間を超える時間に派遣が及ぶ場合には、仕様書の定めに従い、就業時間を延長することができる。

(作業時間数及び代金の確定)

第3条 作業時間数は第13条に定める検査に合格した、派遣労働者の実際の労働時間をもって確定とする。

2 作業時間数は、前条に定める契約期間内における概略の需要見積高を示したものであるから、事実上増減を生ずることがあっても、乙は、異議の主張はできないものとする。

3 第1項に規定する、確定した作業時間数に単価を乗じて算出した金額をもって乙に支払われる代金の金額とする。

なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて算出した額である。

(権利又は義務の譲渡)

第4条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。ただし、乙が書面により申し出た場合において、甲が承認したときはこの限りでない。

(仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

第2章 契約の履行

(適正な派遣就業措置)

第6条 甲及び乙は、労働者派遣法及び労働基準法(昭和22年法律第49号)等関係法令並びに本契約書及び仕様書等に定める就業条件を守って派遣労働者を労働させなければならない。

2 乙は、甲の就業場所において、乙の派遣労働者が甲の指揮命令に忠実に従い、甲の職場の規則、秩序及び施設管理上の諸規則、作業心得等を遵守し、就業上の諸規則に違反しないようにするものとし、このため、これに関する教育指導等の適切な措置を講じなければならない。

3 乙は、この契約の履行に際して、第三者から乙に派遣された派遣労働者を甲に派遣してはならない。

(責任者の選定)

第7条 甲及び乙は、それぞれ派遣先責任者、派遣元責任者を選任するものとする。

2 派遣先責任者及び派遣元責任者については次のとおりとする。

(1) 派遣先責任者 被扶養者担当 (役職) グループリーダー

(氏名) 高家 心人 TEL : 048-600-1069 (内線 2006)

(2) 派遣元責任者 ○○部○○課 (役職) (氏名) △△ △△ TEL :

(苦情の処理)

第8条 甲及び乙は、それぞれ派遣労働者からの苦情の申出を受ける者を選任するものとする。派遣先で苦情の申出を受ける者及び派遣元で苦情の申出を受ける者は次のとおりとする。

(1) 派遣先で苦情の申出を受ける者

総務・経理・広報担当 課長 (氏名) 若山 優子 TEL : 048-600-1056

(2) 派遣元で苦情の申出を受ける者

〇〇部〇〇課 (役職) (氏名) △△ △△ TEL :

2 甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申出を受けたときには、前条で定めた各々の責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について派遣労働者に通知することとする。

ただし、自らでその解決が容易であり、即時に解決した苦情は除く。

(安全衛生等)

第9条 乙は派遣労働者に対し、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に定める雇入れ時の安全衛生教育を行ったうえ、甲に派遣しなければならない。

2 甲は、別紙仕様書に定めるとおり、派遣労働者の安全及び衛生の確保に努める。

3 甲は、派遣労働者に対し、仕様書に定めるとおり、便宜供与及び福利厚生に関する措置を講じる。

(作業内容の指示)

第10条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため、指揮命令者を定め、派遣労働者に対し必要な指示をすることができる。

2 指揮命令者の役職・氏名並びに役割は仕様書のとおりとする。

3 甲の都合により、前項の内容が変更された場合、甲は乙に対し適宜の方法によりその旨を通知するものとする。

(派遣労働者の交代)

第11条 甲は、乙の派遣労働者が業務の遂行に当たり仕様書に定める事由等に該当する場合、乙に対し理由を明示して派遣労働者の交代を要請することができる。

2 乙は、乙の都合によりやむを得ず派遣労働者の変更をする場合、事前に甲に対し変更の理由を明示し、甲の承認を得た上で派遣労働者の交代を行うものとする。

(履行の届出)

第12条 乙は甲に対し、速やかに書面をもって毎月分の履行の届出をするものとする。

(検収)

第13条 甲は、前条による届け出の内容が契約内容と合致しているかについて、甲の定める手続等により、速やかに確認する。

2 乙は、甲による検収のための作業に対し、相当の範囲内で協力するものとする。

3 甲は、前各項に定める確認作業を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

(代金の請求及び支払)

第14条 乙は、契約の履行を完了した場合において、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に定める請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期限」という。）以内に代金を支払うものとする。

3 甲乙双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、甲は反対給付の履行を拒むことができる。

（支払遅延利息）

第15条 甲は、約定期限までに代金を乙に支払わない場合は、約定期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、遅延に陥った時点の法定利率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期限までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延利息を支払う日数から減ずるものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

第3章 契約の効力等

（履行不能等の通知）

第16条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

第4章 契約の変更等

（契約の変更）

第17条 甲は、契約期間において必要がある場合は、派遣期間、就業場所、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、本契約の定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

（事情の変更）

第18条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

（甲の解除権）

第19条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）乙が、正当な理由無く契約の履行を怠り、甲からの催告に対して契約を履行しないとき。

（2）乙が第13条第1項の規定による検収の結果に合格しなかったとき。

（3）乙が、解約を申し出たとき。

（4）本契約の履行に関し、乙又は派遣労働者に不正行為があったとき。

（5）乙に、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、その他これらに類する倒産手続開始の申立等の事実が生じたとき、又は居所不明となったとき。

（6）乙が本契約のいずれかの条項に違反したとき。

(7) 乙が不法、不正又は不誠実な行為を行ったとき。

2 甲は、甲の都合により必要がある場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、相当の猶予期間をもって、その旨を乙に申入れ、乙の合意を得たときに限る。

(違約金)

第20条 乙は、前条第1項の規定により、本契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する金額の100分の10に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときはこの限りではない。

2 前項の規定は、甲に生じた直接及び通常の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し、賠償を請求することを妨げないものとする。

(暴力団等の排除等)

第21条 甲及び乙は、自らの役員等（役員若しくは実質的に経営権を有する者又はそれらの代理人若しくは使用人をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる者、その他次に掲げる者（以下、これらを総称して「暴力団等」という。）であること。

ア 甲又は乙が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 甲又は乙が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、暴力団等を利用して認められる関係を有すること

(5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(6) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自らの役員等が自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方の役員等が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号の

いずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、相手方に対して何らの催告を要しないで、損害等の賠償等をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲及び乙は、本条各号の規定により契約を解除した場合、相手方に対して自らに生じた損害の賠償を請求することができる。

(入札談合等の不正行為に対する違約金)

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、違約金(損害賠償額の予定)として契約金額(契約期間の終期までに継続した場合に甲が支払う金額とする。)の100分の10に相当する金額を、甲の指定する期間内に甲に支払うものとする。ただし、その金額が100円未満の場合はこの限りではない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の規定に基づく排除措置命令、又は同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき

(2) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号。その後の改正を含む。)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

2 前項の規定は甲に生じた直接及び通常の損害の額が同項に規定する違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し、賠償を請求することを妨げない。

3 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行うものとする。

(派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置)

第24条 甲及び乙は、乙の派遣労働者の責めに帰すべき事由によらずに本契約の解除を行う場合には、甲又は乙の関連会社等での就業をあっせんする等により、本契約に係る労働者派遣の新たな就業機会の確保を図ることとする。

2 甲は、第19条第2項の規定により契約の解除を行おうとする場合には、前項の規定に従い本契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、当該解除により乙に生じた損害について、次の区分に従い、それぞれ定める額の賠償を行うほか、乙と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。この場合において、当該解除に関し、甲及び乙の双方の責めに帰すべき事由がある場合には、それぞれの責めに帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(1) 乙が派遣労働者を休業させる場合

休業手当（労働基準法第26条の規定により、乙が支払うべき手当をいう。）に相当する額以上

(2) 乙がやむを得ない事由により派遣労働者を解雇する場合

ア 甲が解除予定日の30日以上前までに当該解除の申入れを行わなかったことにより、乙が解雇の予告ができなかったとき

・ 30日分以上の賃金に相当する額

イ 甲が解除予定日の30日以上前までに当該解除の申入れを行わなかったことにより、解雇の予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たなくなったとき

・ 解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分の賃金に相当する額以上

3 甲は、第19条第2項の規定により契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、当該契約の解除の理由について甲に対し明らかにすることとする。
(権利の帰属)

第25条 乙の派遣労働者が派遣就業に関連して作成した一切の成果物及びこれらに関する発明、発案、意匠、資料、情報、技術等（以下「関連発明等」という。）の所有権並びにこれらに関し工業所有権を受ける権利（出願する権利を含む。）及びこれらに関する著作権その他一切の権利は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、関連発明等を本契約の有効期間中のみならず、その終了後も自己もしくは第三者のために使用し、又は第三者に開示してはならない。

3 乙は、前項の義務を乙の派遣労働者にも遵守させなければならない。

4 乙は、関連発明等の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。

5 乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

6 乙は、仕様書に知的財産に関する特別の定めがあるときは、これに従うものとする。

(支払代金の相殺)

第26条 本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

第5章 個人情報保護及び秘密の保全

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第27条 甲及び乙は、この契約の履行に際して知り得た個人情報及び相手方の秘密を第三者に漏らし、相手方の承認を得ずに複製し、又は目的外に利用してはならない。

2 乙は、この契約の履行において個人情報を取り扱う場合には、適切な保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、乙又は乙の派遣労働者が前2項に違反して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 本条の規定は本契約終了後も有効に存続する。

第6章 雑則

(調査)

第28条 甲は、本契約の契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(紛争の解決)

第29条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円滑に解決するものとする。

(裁判所管轄)

第30条 本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、(i)契約書等2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するか、(ii)本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

※年※月※日

甲 契約責任者	住所	埼玉県さいたま市中央区新都心3番地1
	氏名	日本郵政共済組合 共済センター長 高山 浩之

乙 派遣元事業主	住所	
	氏名	〇〇 〇〇
	許可番号	〇 〇〇-〇〇〇〇〇〇